



企業版ふるさと納税等について

令和2年1月24日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

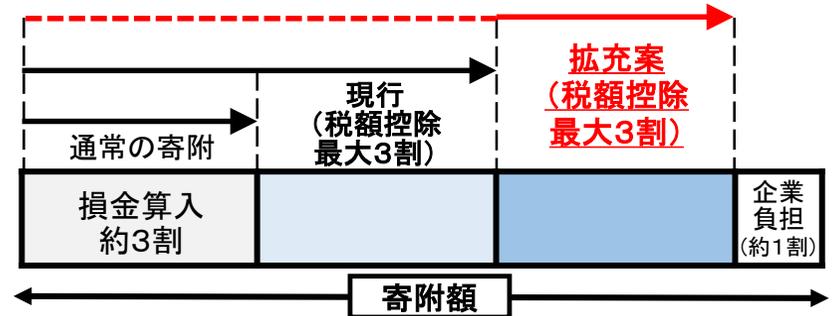
内閣府 地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

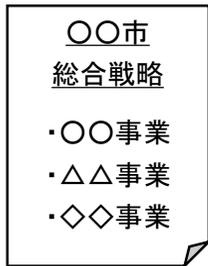
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



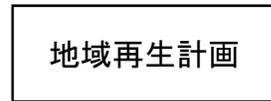
例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税 (法人住民税、法人事業税、法人税) が軽減

活用の流れ

① 地方公共団体が地方版総合戦略を策定



② ①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③ 計画の認定



④ 寄附



⑤ 税額控除



国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

◆ 本税制を活用したことのある地方公共団体の数: 40道府県388市町村(令和元年度第3回認定後)

企業版ふるさと納税 平成28年度～平成30年度寄附実績

事業分野	H28年度		H29年度		H30年度		合計	
	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)
しごと創生	371件	536	989件	1,935	1,063件	2,456	2,423件	4,927
地方への人の流れ	63件	41	152件	192	161件	568	376件	801
働き方改革	42件	59	56件	113	58件	105	156件	277
まちづくり	41件	111	57件	115	77件	346	175件	572
合計	517件	747	1,254件	2,355	1,359件	3,475	3,130件	6,577

《寄附額の分布》

区分	H28年度		H29年度		H30年度		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1,000万円以上	23件	4%	50件	4%	71件	5%	144件	5%
500万円以上～1,000万円未満	15件	3%	37件	3%	41件	3%	93件	3%
100万円以上～500万円未満	137件	27%	309件	25%	351件	26%	797件	26%
うち100万円	94件	18%	195件	16%	223件	16%	512件	16%
50万円以上～100万円未満	78件	15%	151件	12%	163件	12%	392件	13%
10万円以上～50万円未満	264件	51%	707件	56%	733件	54%	1,704件	54%
合計	517件	100%	1,254件	100%	1,359件	100%	3,130件	100%

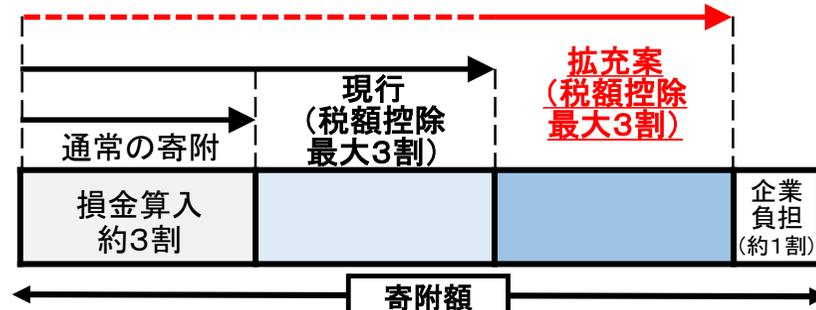
83%

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

改正のポイント

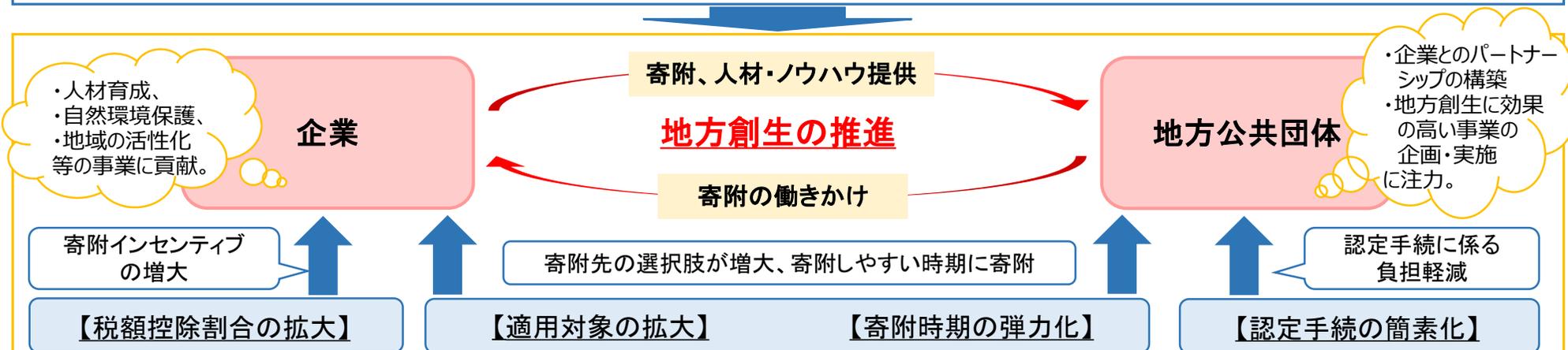
- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長**（令和6年度まで）する。
 - 税額控除の割合を現行の2倍に引上げ、**税の軽減効果を最大約9割**（現行約6割）に
 - 地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
 - 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
 - 地域再生計画の認定後、「**寄附（受入れ）の金額の目安**」の範囲内であれば、**事業費確定前の寄附の受領**を可能に

【税額控除割合の引上げ（イメージ）】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



1. 適用期限の延長

税額控除の特例措置を **5年間（令和6年度まで）延長**する。

- 地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、第2期「総合戦略」の策定期間（令和2年度～令和6年度）と合わせ、**税額控除の特例措置を5年間延長**する。
- 延長された期間の途中で効果検証を実施する。

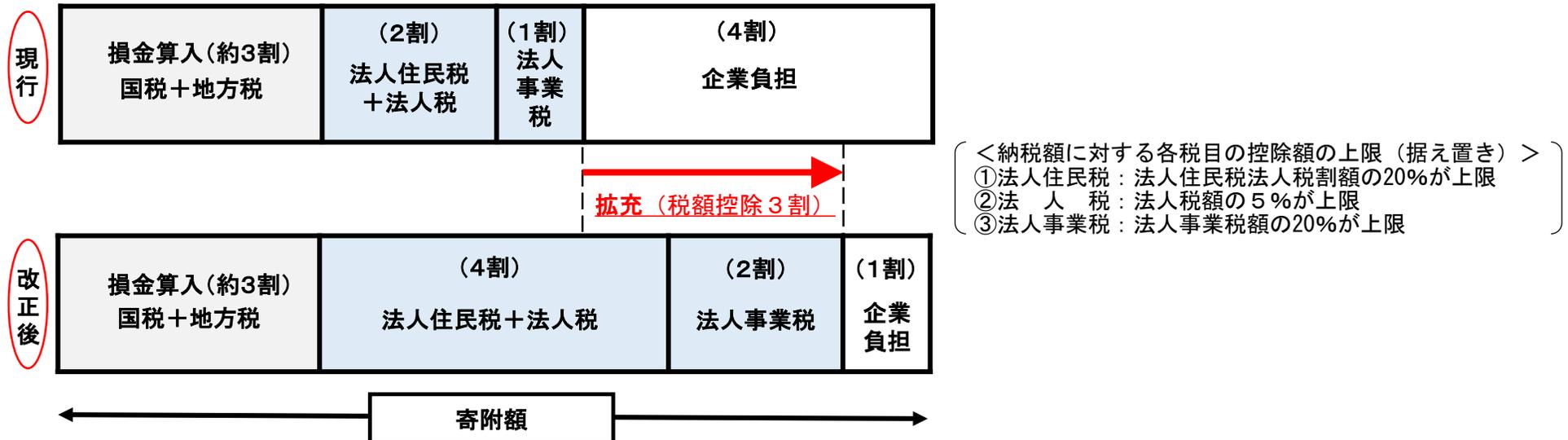
2. 税額控除割合の引上げ

税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げ、損金算入による軽減効果と合わせ、**税の軽減効果を最大約9割**（現行約6割）とする。

<税目ごとの特例措置>

	現行(3割)	改正後(6割) <税額控除割合を2倍に>
法人住民税	寄附額の 2割	寄附額の 4割
法人税	法人住民税で 2割 に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度	法人住民税で 4割 に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度
法人事業税	寄附額の 1割	寄附額の 2割

※ 税額控除割合の引上げの適用時期等については、租税特別措置法・地方税法の改正に合わせ決定。



3. 認定手続の簡素化

個別の事業ごとの認定から「**包括的な認定**」とし、地域再生計画の記載事項を抜本的に簡素化する。

→ 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能となる（変更も基本的には不要。）。

	簡素化前	簡素化後
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が、寄附を活用する個別事業ごとに地域再生計画を作成し、国が認定。 ○ 認定段階で個別事業を特定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が地域再生計画に記載する事業を大括り化（ひとまとめの計画と）し、国が包括的に認定。 ○ 事後報告で個別充当事業を特定。
計画の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別事業の特定に必要な内容を記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（地域の現状、課題、目標・KPI） ・ 事業（名称、区分、内容（年度ごと）、地方版総合戦略での位置付け、KPI、事業費、寄附見込み、PDCA、期間）等 <p>（参考） 地域再生計画等の文量 6～10ページ程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本的に簡素化。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「目標」は、地方版総合戦略の内容の転記で可。 ・ 「事業内容」は、大括り化した事業とし、想定事業例を記載。（具体的な事業内容は地方版総合戦略のとおり） ・ 「KPI」は、地方版総合戦略の基本目標の転記で可。 ・ 「事業費」の記載は不要。 ・ 事業の実施と寄附の受領を適切に管理するため、新たに「寄附の金額の目安」を記載。 <p>（参考） 地域再生計画等の文量 2～3ページ程度</p>
認定審査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第5条第15項に基づき審査。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生基本方針に適合 ・ 地域再生の実現に相当程度寄与 ・ 円滑かつ確実な実施が見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行と同様。
変更手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに個別事業に寄附を充当する場合や年度ごとの事業内容等を変更する場合は、都度認定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に不要。
事後報告・確認等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別事業ごとに事業費と寄附額を報告。 ○ 寄附額が事業費の範囲内であることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、個別充当事業ごとに事業費、寄附額、地方版総合戦略に基づくことを報告。 ○ 充当事業が大括り化した事業に含まれること、寄附額が事業費の範囲内であることを確認。
認定の取消事由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 右の場合について特段明確化していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事項を義務付けるとともに、違反した場合には、計画認定の取消事由に該当する旨を明確化。〔府令又は地域再生基本方針の改正（予定）〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が適切に実施されること（「寄附額≦事業費」の管理等） ・ 地方公共団体が寄附企業に対し経済的利益の供与を行わないこと

3. 認定手続の簡素化＜地域再生計画の記載イメージ（主な項目）＞

＜事業の内容について＞

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で足りる。

※ なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐付く施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えない。

【地域再生計画の記載イメージ(抜粋)】

① 事業の名称:○○事業

- ア 安定したしごとを創出する事業
- イ 新しいひとの流れをつくる事業
- ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

＜簡素化前＞※個別事業を特定。

- ① 事業の名称:森林資源活用プロジェクト
 - ア 体験型森林ツーリズム事業
 - イ 木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業

＜事業費について＞

- 事業費の記載は不要。
- この場合にも、地方公共団体は、最終的に寄附額が事業費を超えないよう、適切に事業を実施・管理する必要。

＜数値目標について＞

- 地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも可。

4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。あわせて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与**する。

- 6府省の67補助金・交付金について、企業版ふるさと納税との併用が可能となる見込み。
- 3省の7補助金・交付金について、インセンティブを付与する見込み。

【併用可能な補助金・交付金】67件

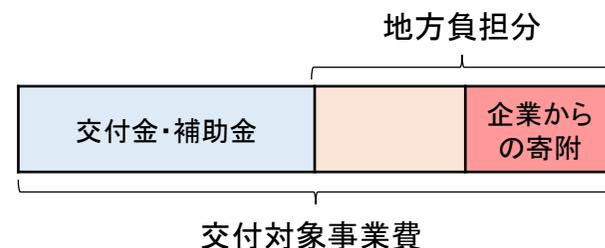
- ・内閣府 : 子ども・子育て支援交付金 等
- ・総務省 : 過疎地域自立活性化推進交付金 等
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業 等
- ・農林水産省 : 農山漁村振興交付金 等
- ・国土交通省 : 地域公共交通確保維持改善事業費補助金、
社会資本整備総合交付金 等
- ・環境省 : 自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金 等

【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】7件

- ・文部科学省 : 地域と学校の連携・協働体制構築事業(優先採択)、博物館クラスター推進事業(優先採択)
- ・農林水産省 : 鳥獣被害防止総合対策交付金(優先採択)、農山漁村振興交付金(優先採択)
- ・国土交通省 : 社会資本整備総合交付金(配分に当たり配慮)、
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(採択に当たり配慮)、
防災・安全交付金(配分に当たり配慮)

<寄附を地方負担分に充てる場合>

※地方創生関係交付金等と同様



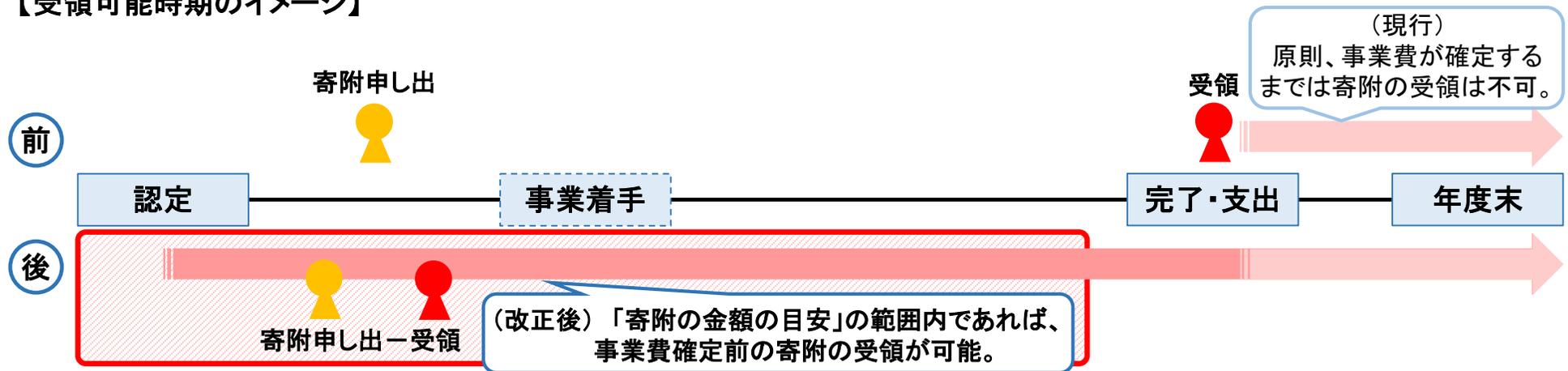
5. 寄附時期の制限の大幅な緩和

地域再生計画の認定後、**「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能**にする。

- 地方公共団体は、地域再生計画の認定後、**「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能**。⇒ 当該「目安」を超える寄附を受領する場合は、事業費確定後に事業費の範囲内で受領。

※地方公共団体は、確実に執行が見込まれる額として、「寄附の金額の目安」を設定し、地域再生計画に記載。

【受領可能時期のイメージ】



- この場合にも、地方公共団体は、寄附額が事業費を超えないよう、適切に事業を実施・管理する必要。
- 今般の認定手続の簡素化（包括的な認定）により、寄附企業の理解を得た上で、認定を受けている取組に広く寄附金を充当することが可能。

※ なお、地方公共団体が、上記の仕組みを濫用し、故意に事業費を上回る寄附を募るなど悪質な行為を行った場合（適切に事業を実施・管理していない場合）には、認定取消事由に該当する旨を明確化。

企業版ふるさと納税の活用促進

今回の税制改正や企業の潜在的なニーズを踏まえ、企業が地域の活性化に貢献し、地域との絆を深め、企業立地や雇用拡大、人材育成・確保等につながる好事例の拡大を図る。

<企業>

人材の育成・確保への貢献

原材料の調達地への貢献

化粧品メーカー
薬品・食品メーカー

創業地等への貢献

創業企業

立地先への貢献

ものづくり企業、
コールセンター、
サテライトオフィス

◎寄附、民間人材の派遣

<地方公共団体>

高校等の教育環境の充実

○岡山県玉野市 [R1]

・(株)三井E&S ホールディングス等が商業高校の工業系学科新設のための実習施設新設等に寄附。

[事業費] 161,809千円 [寄附実績額] 85,600千円

環境保全、農林水産業振興

○秋田県 [H28~R1]

・秋田県（白神山地）に研究所の立地する(株)アルビオン等が環境保全の取組に寄附。

[事業費] 39,661千円 [寄附実績額] 13,051千円

文化財保全・活用

○宮城県多賀城市 [H28~H30]

・交流人口の増加を図るため、「東大寺展」の開催及び歴史的
文化資源を活用したアートイベント等を実施。

[事業費] 122,300千円 [寄附実績額] 58,400千円

基盤整備(道路・港湾、ICTインフラ)・先端技術の実証実験

・併用可能な国の補助金等の拡大により、本税制の活用も可能に。

特徴的な事例①

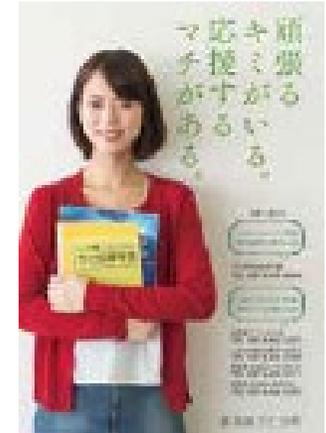
群馬県下仁田町 「ねぎとこんにやく下仁田奨学金事業～金融機関と連携した教育制度の充実施策～」

- 町内に小・中学校が各1校のみという教育環境であり、義務教育終了後は町外または県外へ通学しなくてはならず、保護者の負担が増大しているところ、**卒業後に町内に定着すると全額補助となる奨学ローンを開発し、進学で町外へ流出した人材のUターン就職へつなげる。**
- ◎ 代表的な寄附企業：巴工業(株)、(株)プライムプラン、(株)関越物産、(株)高崎測量 ほか2社

<取組のポイント>

- ・ 最初の寄附企業と「地方創生応援税制等に関する協定」を締結し、取組の実績に応じ、継続した寄附等の支援を得ている。

奨学金パンフレット



北海道東川町 「地方創生人材育成サイクル構築プロジェクト」

- **子どもの海外派遣や国際交流の推進、学習環境の整備等を通じて、若年人口の維持・減少緩和を図る。**
 - ・ 町に関する書籍等及び教育備品の小中学校への配置
 - ・ 町外に進学する者や町外から町内の専門学校に進学する者に対する奨学金の助成
 - ・ 東京や大阪等へのプロモーション活動の実施
- ◎ 代表的な寄附企業：(株)ホクリク

<取組のポイント>

- ・ 学生から寄附企業への成果報告を機に5,000万円の寄附を増額した。

特徴的な事例②

奈良県明日香村 「飛鳥駅周辺の魅力強化プロジェクト」

- 「ほんものの力を体感できる」歴史体験の場を提供し、飛鳥駅周辺地区における **新たな観光スポットを創出**するため、**牽牛子塚(けんごしづか)古墳等の復元整備事業等を実施**する。

◎ 代表的な寄附企業: (株)長谷エコーポレーション

<取組のポイント>

- ・ (株)長谷エコーポレーションは、平成29年に明日香村及び(一財)明日香村地域振興公社と 官民連携包括協定を締結しており、平成30年度から3年間寄附することを決定。
- ・ 寄附を契機として、(株)長谷エコーポレーションから明日香村に社員を派遣するなど連携が深化。



牽牛子塚古墳等の復元整備後の完成想像図

静岡県富士宮市 「コンビニと連携したベビーステーションの普及と母力応援プロジェクト」

- 子育てしやすい環境を整えるため、**NPO法人「母力向上委員会」と協働**して、育児支援講座の開催や、独自にベビーステーションの登録を行い、**子育て世代にやさしいまち及び女性が活躍できるまちづくりを推進**する。

◎ 代表的な寄附企業: アサヒ飲料(株)

<取組のポイント>

- ・ 行政とNPOが協働で取り組む子育て支援や環境整備のための事業に、アサヒ飲料(株)が共感し、寄附を決定。
- ・ 企業、市、NPOの3者で密に定例会を開催し、企業立案やPR活動について、自由で闊達な意見交換を実施。



母親向けの講座

特徴的な事例③

広島県呉市「住みたい行きたいまちづくり事業 ～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～」

<事業概要>

- 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向け、
定住・移住促進を図るための住生活環境回復の取組や
観光客を呼び戻すための取組を幅広く行う。

- ・ 臨時スクールバスの運行や通勤支援の臨時航路や臨時バスの運行
- ・ 中古住宅購入者等への住宅取得費用助成
- ・ 観光施設の改修（安浦歴史民俗資料館、グリーンピアせとうち等）
- ・ 復興イベント、シティプロモーション活動の実施 等

主なKPI

- 人口の社会増減
H29：△1,321人 → R1：△750人
- 観光入込客数
H28：336.3万人 → R1：340.0万人



豪雨災害の被災状況(天応地区)

広島県呉市で創業し主力の生産工場を市内に置く(株)ディスコが「平成30年7月豪雨災害」の被害の深刻さから災害復旧・復興支援のため、2億5,000万円の寄附を決定。

一般的に災害復旧事業には企業からの寄附の申出は多いものの、財政措置が講じられること等から、これまで本税制の活用に至らないことが多かったが、当市では災害からの復興を主な内容とすることで、本税制の活用が可能となるよう工夫した。

平成30年第3回認定では、岡山県・岡山県倉敷市・岡山県笠岡市でも認定。

企業版ふるさと納税の活用に向けた連携体制について

企業にとって魅力ある事業を提案し、効果的に寄附を集めるためには、全庁的な連携（役割分担と情報共有）や都道府県と市町村との連携が重要です。

【庁内連携のイメージ】

事業担当部局

- ・事業の企画・立案
- ・寄附の働きかけ

地方創生担当部局

- ・地域再生計画の認定手続等
- ・トップセールスの補佐
- ・各部局への働きかけ
- ・都道府県／市町村との調整
- ・寄附募集事業者との調整

財政担当部局

- ・財源確保のための各部局への働きかけ
- ・寄附獲得部局へのインセンティブ付与

商工担当部局

- ・立地企業等との窓口

特徴的な取組(例)

<北海道>

- ・北海道を応援する企業等のネットワークとして「ほっかいどう応援団会議」を発足。ポータルサイトや、企業を対象としたセミナー等を通じ、道や道内市町村が応援を求める取組について広くPRを行っている。また、応援団会議に関する庁内連携会議を設置し、情報の共有を図っている。

<新潟県>

- ・庁内において、本税制の積極的な活用を呼びかけるほか、企業向け案内資料（寄附の依頼文（知事署名入り）、事業概要資料）、企業リストを共有し、重複なく円滑に企業回りができるよう、工夫している。

※税務担当部局にも適宜相談しながら、本税制の活用に向けた連携を進めてください。
※上記はイメージであり、具体の連携体制は各地方公共団体において決めてください。

企業版ふるさと納税を活用したSDGsの推進について

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、
官民連携の場として、2018年8月31日に「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を設置。
- (当初目標)2020年に900団体を目指す ⇒ 会員数:1,039団体(2019年10月末時点)
〔 都道府県及び市区町村:409団体 / 関係府省庁:13団体 / 民間団体等:617団体 〕
- 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置(2019年11月12日時点:35分科会)。
 - SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
 - 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
 - **特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。**

企業版ふるさと納税 分科会

目 的	地方公共団体が実施するSDGs関連事業において企業版ふるさと納税を活用し、 企業と地方公共団体がwin-winの関係を構築 するために必要な取組について検討する。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。 ○ SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

2019年度は、8月・11月・2月の開催を予定

第3回分科会(2019年8月26日)

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム総会関連イベントと連携して開催

- ①制度説明及び先行事例の紹介
- ②地方公共団体・企業間のマッチング支援

第4回分科会(2019年11月15日)

※第5回は2020年2月14日の開催

(定員に達したため申込を締め切りました)

企業と地方公共団体のマッチングの場を設ける。

第4回分科会では以下内容のマッチング会を実施。

- ①**地方公共団体によるプレゼンテーション**
⇒ 企画案・事業内容の説明と企業との意見交換
- ②**個別相談会**
⇒ 参加する地方公共団体ごとにブースを設け、面談
- ③**名刺交換会**
⇒ 地方公共団体と企業との意見交換、参加者同士の交流

**企業と
地方公共団体の
マッチング機会
を創出**

今回の認定手続の簡素化により、認定申請に係る労力は大幅に軽減されます。各地方公共団体には、積極的な申請をお願いします。

- ※ 【今回】 本申請：令和2年1月21日（火）～1月24日（金）17時、
認定：令和2年3月下旬（前年度実績：3月29日（金））
【次回】 本申請：令和2年5月下旬（前年度実績：5月20日（月）～5月24日（金））、
認定：令和2年7月上旬（前年度実績：7月9日（火））

○ 地方版総合戦略の抜粋・転記レベルの記載でも地域再生計画の申請が可能です。

- ・ 事前に寄附対象事業を予算事業単位で特定する必要はありません。また、寄附企業や寄附見込額を確保する必要もありません。
- ・ 具体的にどのような事業について寄附を求めるかは、企業と接触し、その意向を確認しながら検討することが効果的です。
- ・ なお、企業版ふるさと納税に係る寄附金を当初から歳入予算に計上する必要はありません。

○ 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金等と企業版ふるさと納税を併用する場合には、交付金等の審査上も官民協働に資するものとして有利に取り扱われます。

○ 従来、認定回ごとに対象事業やその概要等を公表していましたが、今回以降は認定を受けた地方公共団体名を公表する予定です。（引き続き、HPにおいて地域再生計画の公表を行います。）

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)(抄)

地方創生推進交付金については、引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持し、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。

加えて、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見、これまでの活用実績の効果検証等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。具体的には、Society 5.0を推進するための全国的なモデルとなり得る事業に対する支援の枠組みを新設する。また、地方創生を推進する上で特に効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる事業実施の円滑化や、企業版ふるさと納税との連携等を進める。

あわせて、効果検証等を踏まえ、地方公共団体が事業の効果を高めていく上で参考となるよう、各府省の支援策等との戦略的な連携や地域の実情に応じた効果的かつ効率的な効果検証手法等に留意しつつ、ガイドラインや事例集(※)を取りまとめる。

※地方創生事業実施のためのガイドライン・事例集(平成31年4月15日) URL
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/jirei_index.html

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

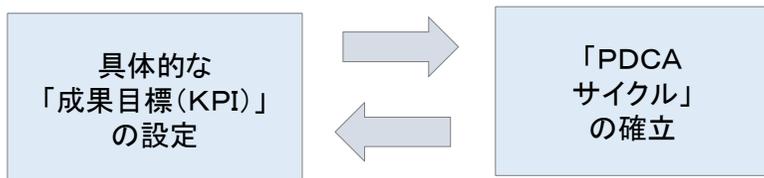
令和2年度予算概算決定額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

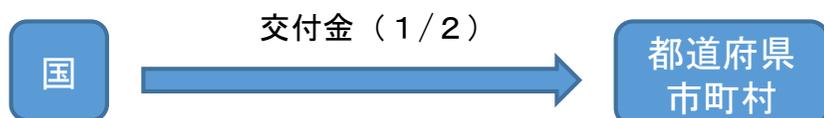
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

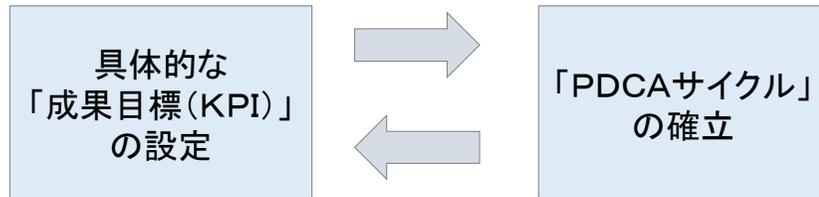
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和元年度補正予算額 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○未来に向かってチャレンジする地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援します。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与します。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

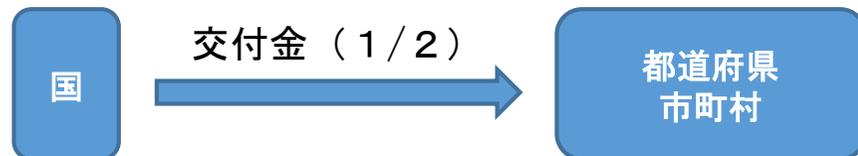
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【要件緩和】

○地方創生への高い効果（例：スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致）が期待される等一定の要件を満たす事業について、設備整備・用地造成を中心とするものについても対象化。

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。

今回の地方創生関係交付金の運用改善のポイント

	運用改善項目	概要
当初予算	<u>Society5.0タイプの新設</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を支援 ・ 全国的なモデルケースとなり得る事業（別途、有識者審査を実施。）については、以下のとおり取り扱う <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業期間：最大5年間 ➢ 交付上限額：3億円（単年度・国費ベース） ➢ 申請上限件数：枠外 ➢ 先導性評価：国・地方協働のPDCAサイクルが確立されていることも含めて自立性を評価
	<u>拠点整備交付金の一部当初予算化（30億円）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生に高い効果が見込まれる一定の要件を満たすものについて、最長5年間の施設整備事業を可能とする ・ 事業全体の上限目安や対象経費は補正予算の運用と同様
	<u>企業版ふるさと納税等の民間資金確保に関するインセンティブ拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の企業版ふるさと納税を充当する事業を申請上限件数の枠外化 ・ 地元企業からの寄付も地方負担に充当してよいことを明確化
	地方拠点強化税制との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の要件を満たした場合に、適用企業のオフィス賃料等を支援する事業を可能とする
	移住支援金の要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近連続5年以上の23区在住要件の緩和 ・ 勤務地限定社員（本社東京圏）の対象化等
	プロフェッショナル人材拠点の体制の強化・倍増に係る上乘せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率1/2の例外として、プロフェッショナル人材拠点の強化に必要な経費を支援（当面2年間に限り定額補助（10/10））
補正予算	<u>拠点整備交付金の一部対象拡大（設備整備・用地造成）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致など、地方創生に高い効果の期待される一定の事業について、設備整備・用地造成を中心とする事業も対象化